



国東市
Kunisaki City

令和5年9月20日 第1号 発行

農業委員会だより

～農地法についてお知らせ～



農地を適正に管理しましょう！

農地法第2条には、「農地について所有権または賃借権その他の使用および収益を目的とする権利を有する者は、当該農地の農業上の適正かつ効率的な利用を確保するようしなければならない」と農地の権利を有する者の責務規定があります。

農地が荒廃すると、火事やゴミの不法投棄、病虫害の発生や鳥獣の住処になるなど近隣の住民や農地に悪影響をおよぼします。また、農地は一度荒れてしまうと、元の状態に戻すのに大きな労力と費用がかかります。定期的に草刈りをするなど、農地を適正に管理しましょう。

農地の売買・転用・貸借などは農業委員会の許可が必要です。

	申請	備考
農地を耕作目的で売買・贈与するとき	農地法3条申請	農地を耕作する必要があります。 (名義だけを変えることはできません。)
自分名義の農地を転用するとき	農地法4条申請	農地の転用とは、農地を住宅・工場・資材置場・道路・山林(植林)などの用地に転換することを言います。
他人名義の農地を購入もしくは借りて転用するとき	農地法5条申請	
農地を耕作目的で貸借するとき	利用権設定	農地の貸し借りは、貸手・借手双方で契約を結び農業委員会に提出する必要があります。

下限面積要件が廃止になりました。

令和5年3月31日まで農地を取得するためには、**下限面積要件**（※）を満たしていないと農地を取得できませんでしたが、令和5年4月1日より、下限面積要件は廃止されました。

このため、令和5年4月1日以降の農地の取得については、権利取得後の合計面積が、50aに達しない場合であっても、許可を受けることができるようになりました。なお、その他3つの要件は、これまで同様、満たす必要があります。

※下限面積要件・・・取得後の農地の面積が50a以上であること

その他3つの要件

1 農地の全てを効率的に利用する

2 必要な農作業に常時従事する

3 周辺地域の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障を生ずるおそれがないと認められること

農地を相続したら届出をしましょう。



**農業委員会に届出
をお願いします！**

相続等により農地の権利を取得した方は、農業委員会にその旨を届出することが必要となります。（農地法第三条の三）

届出をしなかったり、虚偽の届出をした場合は10万円以下の過料に処せられる場合があります。（農地法第六十九条）

農地バンクの登録情報の一覧です！

登録番号	大字	小字	地番	登記地目	登記面積 (㎡)	遊休(荒廃) 農地	売買又は賃 借の意向	希望条件	
								(売買)	(賃借)
1	国東町鶴川	アミダメン	1909-1	田	679	管理のみ	売買・賃借	なし	賃借料は要 相談
			1912	田	414	〃	〃		
			1913	田	502	〃	〃		
			1914	田	403	〃	〃		
2	国東町赤松	石城	2938-1	田	630	管理のみ	賃借	なし	1,000円/10a
			2939-1	田	1,038	〃	〃		
4	武蔵町古市	森フケ	723	田	361	管理のみ	賃借	なし	無料
			789	田	166	〃	〃		
		今市	797-1	田	485	〃	〃		
			798-1	田	468	〃	〃		
5	安岐町下原	千人塚	2183-1	畑	367	管理のみ	売買・賃借	なし	無料
			2190-1	田	328	〃	〃		
		脇田	2319-1	畑	240	〃	〃		
			2319-2	畑	238	〃	〃		
7	国東町安国寺	割田	1815	田	2863	水稻耕作	売買・賃借	要相談	要相談
			犬フチ	1892	田	2508			
		八尾	1848-1	田	147	〃			
			1848-2	田	726	〃			
			1848-3	田	779	〃			
			1848-4	田	1614	〃			

農地バンクに登録されている農地情報です！（令和5年8月末現在）
登録されている農地を借りたい、または買いたいという利用希望がありましたら、農業委員会事務局までお気軽にお問い合わせください！



全国農業新聞を購読しませんか？

1週間の農政の動きや現場で役立つ栽培技術・流通の情報・魅力的な農家の取組などを幅広くお伝えします！



毎週金曜日発行

購読料1ヵ月700円（税込）1年間8,400円（税込）

購読は国東市農業委員会事務局まで申込み・お問い合わせください！